

鳥・三消総第794号
令和6年1月31日

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員

武田 光邦



鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員

重松 一徳



- 1 監査の期間 令和6年1月30日（火）～令和6年1月31日（水）
- 2 監査の対象 鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部・署（分署含む。）
- 3 監査対象期間 令和5年1月1日から令和5年12月31日
- 4 監査の方法 鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部・署（分署含む。）
の令和5年12月31日現在における事務について必要な資料の提出を求め、主管課長はじめ関係職員の聴取を実施した。
- 5 監査の結果 財務に関する事務の執行及び事業の管理状況は、おおむね適正に処理されているものと認められた。